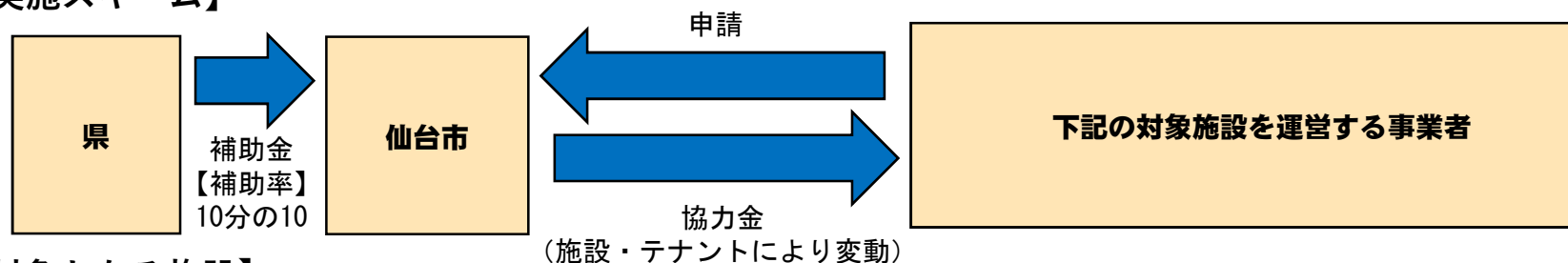


新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】(案)

資料 2-5

仙台市全域（まん延防止等重点措置の措置区域）を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時までの間、午前5時から午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）の営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる施設】

※仙台市内の午後8時以降も営業している施設

①建物の床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設。

A 劇場・観覧場・演芸場・映画館など，集会場・公会堂，展示場・貸会議室・文化会館・多目的ホール，ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る），運動施設・遊技施設（体育館，ボウリング場，スポーツクラブ等），博物館・美術館等
（Aについては、イベント開催時は午後9時まで）

B 大規模小売店・ショッピングセンター・百貨店・家電量販店等，マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター等，個室ビデオ店・個室付浴場業に係る公衆浴場・射的場・勝馬投票券販売所・場外車券売場等，スーパー銭湯・ネイルサロン・エステティック業，リラクゼーション業等

②①の一部を賃借するテナント等（飲食店以外の事業を営む事業者）

【③支給金額】

①大規模施設等 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日×時短率（※）×24日間

②①のテナント等 100㎡毎に2万円/日×時短率（※）×24日間

※ 時短率：時短した時間/本来の営業時間